

諮問庁：財務大臣

諮問日：令和4年6月21日（令和4年（行情）諮問第369号）

答申日：令和4年11月24日（令和4年度（行情）答申第335号）

事件名：特定期間に係る特定職員の出勤簿の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

特定職員の特定期間の出勤簿（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、特定年A及び特定年Bにおける特定職員の出勤簿（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年11月15日付け財研第459号により、財務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、さらなる行政文書を開示すべきであるとの決定を求める。

2 審査請求の理由

後日補充致します。以上

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 令和3年9月6日付（同月9日受付）で、法3条に基づき、審査請求人から処分庁に対し、本件請求文書について開示請求が行われた。

(2) これに対して、処分庁は、法9条1項の規定に基づき、令和3年11月15日付財研第459号により、一部開示決定（原処分）を行った。

(3) この原処分に対し、令和4年2月17日付（同月21日受付）で、行政不服審査法2条に基づき、審査請求が行われたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書の記載によると上記第2のとおりである。

3 諮問庁としての考え方

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、財務総合政策研究所において作成・保管している特定年A及び特定年Bの特定職員の出勤簿である。

(2) 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書である出勤簿は、給与簿等の取扱いについて（通知）（昭和60年12月21日給実甲第576号。以下「取扱通知」という。）第2において、職員ごとに作成し、勤務時間管理員がこれを管理するものとされ、また、各職員の年次休暇等各種休暇の日数及び時間数をその都度記入すること、週休日の振替等についてはその都度その旨を表示すること、職員ごとにその年に使用することができる年次休暇の日数を、あらかじめ出勤簿に記入することなどが規定されているように、職員の出欠状況が出勤簿によって一元的に管理できるものとなっている。このため、財務省においては、同一職員の出勤簿を複数の部署で保有することはしておらず、所属する部署（併任の場合は主たる勤務先）において出勤簿を作成・保管しているものである。

特定職員は、財務総合政策研究所が主たる勤務先であったことから、同研究所において出勤簿の管理をしていたものであり、原処分を行った出勤簿以外に、本件開示請求の対象となる行政文書は存在しない。

(3) 審査請求書の不備について

行政不服審査法19条2項4号において、審査請求書には審査請求の理由を記載しなければならないとされているところ、本件審査請求書に当該記載が無いことから、諮問庁は審査請求人に対し、複数回に亘り審査請求書の補正を求めたものの補正されていない。このため、本件審査請求書の必要的記載事項には不備があることを付記する。

4 結論

以上のことから、処分庁が法9条1項の規定に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和4年6月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月27日 | 審議 |
| ④ 同年11月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分で開示されていない文書の更なる開示を求めていることから、文書の特定を争っているものと解される所、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において、取扱通知を確認したところ、出勤簿は、職員の勤務時間を管理するため職員ごとに作成される記録であり、定時までに出勤したことを証するために必要な記録を適宜の方法で職員自らが行うものであること、勤務時間管理員が当該職員の年次休暇等の日数及び時間数並びにその他必要とする事項を記入するものであることが認められる。
- (2) また、当審査会において、諮問書に添付されている本件対象文書を確認したところ、本件対象文書の最上部に特定年A及び特定年Bの表示と併せて「出勤簿」との表示があり、各年の月日の欄には出勤したことを示す特定職員本人の押印等が認められることから、本件対象文書は、特定年A及び特定年Bにおける特定職員の出勤簿であることが認められる。
- (3) 当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、念のため、本件審査請求を受けて、担当部局の執務室、書庫及び共有フォルダ内のデータ等についても探索をしたが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認できなかったとのことである。
- (4) 以上を踏まえ検討すると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の上記第3の3(2)の諮問庁の説明に、不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。また、上記(3)の探索の方法及び範囲も不十分とはいえない。
- (5) したがって、財務省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、財務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好